令和4年度

要望書

一関市

当市では、総合計画後期基本計画の2年目を迎え、目指す将来像である「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝くいちのせき」の実現に向け、SDGsの理念を踏まえ、各種施策を着実に推し進めております。

このような中、当市は、人口減少・少子化・高齢化が進行する現状にあり、 今後とも地域を維持するためには、人口減少によるダメージを少なくし、地域 の活力を高めていく必要があります。また、長期化する新型コロナウイルス感 染症は、未だ収束が見通せず、市民の命と健康を守ることを最優先に取り組む とともに、地域経済の活性化に向けた取組を進めていく必要があります。

さらには、これからの自治体には、産業の振興はもとより、保健、福祉、医療、教育等の幅広い分野の充実に加え、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進など、新たな視点からの取組が求められております。

当市は、これらの課題に対応するため、広域的な視点で近隣自治体との連携を強めていくとともに、市民との協働をより一層推進しながら、地域課題の解決に努めてまいります。

ついては、本要望書に掲げた事項について、積極的なご支援、ご協力を賜り ますよう要望します。

令和4年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

- 一関市長佐藤善善仁
- 一関市議会議長 勝浦 伸行

目次

緊急	要望
----	----

骨書	F村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について1
特是	別要望
新型	^{世コロナウイルス感染症対策について2}
— J	般要望
1	国際リニアコライダー (ILC) の実現について 5
2	道路等の整備及び治水対策の促進について7
3	地域医療体制等の充実について15
4	まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について21
5	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質汚染対策に
	ついて31
6	水道施設整備と生活用水確保への財政支援について35
7	地デジ県内放送の難視聴対策について37
8	持続可能な農業への支援について39
9	地震による住宅、事業所等の再建への県補助金の創設について.44
10	事業の円滑化ときめ細かな財政支援について45



平泉町との連携要望項目には、このマークを記載しています。

緊急要望

骨寺村荘園遺跡の世界遺産への拡張登録について

骨寺村荘園遺跡は世界遺産への拡張登録を目指し、この 10 年間、 調査研究を集中的に実施してまいりました。

骨寺村荘園遺跡は、既に世界文化遺産となっている「平泉」の価値を更に高めるものと確信しており、拡張登録することで、平泉の歴史文化がより一層広く認められることにもつながります。

今年5月には、地域住民の総意として、地元団体から市・県へ「骨寺村荘園遺跡の世界遺産拡張登録への取り組みの強化を求める決議書」の提出がありました。この決議書には、世界遺産登録を信じ、国・県の要請に従って日常生活の利便性や農業生産の効率性などを犠牲にしてまで遺跡の保存や景観保全に協力し、平成17年から土水路整備や田植え・稲刈りなどの農業体験、中尊寺米納めなどの様々な活動を継続して行ってきた地域住民の思いが込められております。

ついては、令和4年度には県と関係市町において推薦資産を決定 し文化庁へ推薦書素案を提出することから、骨寺村荘園遺跡の世界 遺産拡張登録実現のため、地域住民の思いを十分に踏まえ、骨寺村荘 園遺跡が推薦書素案に盛り込まれるよう取り組むことを要望します。

特別要望

新型コロナウイルス感染症対策について

(1) PCR等無料検査の継続について

県においては、新型コロナウイルスの感染に不安がある方を対象 とした一般検査事業とワクチン検査パッケージ等を活用する方を対 象とした定着促進事業を令和4年8月31日までとして、PCR等無 料検査を実施しております。

しかしながら、いつ、どこで、誰が新型コロナウイルス感染症に感染してもおかしくない状況が続いており、これまでも、新たな変異株の出現などにより感染拡大の波が繰り返されている状況から、引き続き感染状況を注視していく必要があります。

ついては、感染拡大傾向時に限らず、市民の感染不安の低減を図るとともに、感染拡大を抑制し安定的な社会経済活動を継続するため、 当面の間、PCR等無料検査による一般検査事業を継続して実施するよう要望します。

(2) 保健所体制の強化について

令和4年1月以降、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、最前線で感染症の対応をしている保健所の業務が急増しております。

ついては、今後、新たな変異株による急速な感染拡大という場面を 迎えても保健所の安定的な業務運営が果たされるよう、保健所の人 員体制を早急に強化するよう要望します。

(3) 社会経済活動の回復に向けた対策について

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済の停滞 が著しいことから、中小企業者は厳しい経営環境が続いております。

感染対策に取り組みながら事業を継続している中小企業者や個人 事業者が、将来に展望が持てるような実効性のある対策を講じると ともに、社会経済活動の回復に向けた取組を強力に推進することに ついて国に対し働きかけるよう要望します。

(4) 市民生活を守るための取組の推進について

新型コロナウイルス感染症によって、収入が減少し生活が困窮するなど市民生活への影響が長期に及んでおります。

ついては、経済的な負担が増加しているひとり親世帯をはじめと した生活困窮世帯への支援の充実を図り、市民生活の維持・回復に向 けた取組を強力に推進することについて国に対し働きかけるよう要 望します。

(5) 地方負担への財政支援について

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方負担への財政支援について、県が行う事業の追加、支援の対象の拡充、補助率のかさ上げ等、さらなる財政支援を措置するとともに、一層の財政支援策を講じることについて国に対し働きかけるよう要望します。

-般要望 1



国際リニアコライダー(ILC)の実現について

ILCの誘致に関しては、令和3年度に行われた文部科学省による第2期有識者会議において、ILC準備研究所段階への移行は「時期尚早」との見解が示されたものの、素粒子物理学及びその基盤となる加速器科学の分野は、日本が世界的に高いプレゼンスを有する基礎科学分野であり、今後とも世界をリードする研究成果を創出し、本分野を振興していくことが期待されると評価されたところであります。

ILCの建設が実現すれば、世界最先端の研究を行う人材が定着し、高度な技術力に基づくものづくり産業を更に成長発展させ、日本再興に大きく寄与するばかりではなく、国際的なイノベーション拠点の形成等が進み、世界に開かれた地方創生の実現が期待されます。ついては、ILCの東北での早期実現に向け、次の事項について要望します。

- (1) 国に対し、資金の分担や研究参加に関する国際調整等を速やかに進め、日本誘致の意思を早期に国内外に表明するよう働きかけること
- (2) 県が担う役割、関係自治体が担う役割を明確に示した上で、ILC 東北マスタープラン等に基づく受入れに向けた一層の取組を進める こと



−般要望 2

道路等の整備及び治水対策の促進について

(1) 国道 4 号の 4 車線化について



国道4号は、物流や観光などの活動を推進し、分散型社会の構築に向けて欠かすことのできない重要なインフラであり、一関市内では国道284号、342号、457号及び主要地方道一関北上線等の東西幹線道路が接続する主要幹線道路となっております。

産業面においては、国道4号沿線にあるトヨタ自動車東日本㈱の 岩手工場(岩手県金ケ崎町)と宮城大衡工場(宮城県大衡村)を核と して、岩手県南地域、宮城県北地域を中心に、自動車関連産業が集積 し、国道4号を物流路線としたサプライヤー間の部品輸送が多く行 われております。

また、世界文化遺産「平泉」を核とし、当市の観光資源を組み合わせた周遊観光ルートの形成により、交流人口の拡大を目指しているところです。

ついては、産業振興、観光振興をより一層推進するため、下記の事項について国に対し働きかけるよう要望します。

記

① 高梨交差点から一関大橋北交差点までの交通事故対策事業の早期完成

- ② 大槻交差点以北(平泉バイパス境まで)の4車線拡幅整備
- ③ 高梨交差点以南の4車線拡幅整備



国道4号:大槻交差点以北の4車線拡幅整備



国道4号:高梨交差点以南の4車線拡幅整備

(2) 一関遊水地事業と一体となった磐井川堤防の早期完成 (JR磐井川橋梁)について

国では、北上川の一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区で治水対策を進めており、その一環として、中心市街地を流れる磐井川でも堤防整備が進められております。

一関遊水地事業は終盤を迎え、水門など各種施設の整備が進み、完 成が見えつつある状況です。

しかしながら、磐井川の堤防については、JR東北本線磐井川橋梁 部分の高さが不足しており、橋梁の架け替え対策が未だ取られてい ない状況であります。

ついては、一関遊水地と磐井川堤防が一連となった治水安全度を 確保するため、JR東北本線磐井川橋梁の早期架け替えを国に対し 働きかけるよう要望します。



JR磐井川橋梁(航空写真)



線路で遮られた磐井川堤防の管理用道路

(3) 国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備について

国道 343 号は、内陸と重点港湾である大船渡港を結ぶ物流ルートであるとともに、内陸と沿岸の観光拠点を結ぶ広域観光ルートとして重要な路線でありますが、陸前高田市と一関市の境にある笹ノ田峠は、幅員狭小や 急 峻 な山地を越えなければならない地理的条件から交通の難所となっております。

過去には、土砂災害による長期間の車両通行止めが発生し、交通に 多大な支障をきたしました。冬期の積雪・路面凍結時においては、車 両の通行が困難となることから、国道 284 号へ大きく迂回するなど、 内陸と沿岸をつなぐ路線としての機能が十分に発揮されておりませ ん。

交通の安全確保と物流、観光ルート及び災害時の緊急輸送道路と して、国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備は急務であり、事業費の 多寡のみで判断するのではなく、着実な進展が必要であります。

平成26年度には、新トンネルの実現に向けて署名活動が展開され、 一関市及び陸前高田市において、合わせて9万人を超える署名が寄せられたところであります。これらの署名に加え、他の沿線自治体からも早期事業化について強い要望があったところです。

ついては、国道 343 号新笹ノ田トンネルの整備に必要な調査事業 を早期に実施し、事業化に向けた県の方向性を示すよう要望します。

(4) 広域連携に資する幹線道路網の整備について



まちづくりを効果的に進めるためには、一つの自治体のみで施策 を実施するよりも、関係する自治体と協力、連携しながら進めること により、大きな成果を得ることが可能となります。

当市では、同じ通勤エリア、医療圏、文化圏などを共有する近隣自 治体との協力、連携が重要であるとの認識のもと、平泉町、宮城県栗 原市、登米市と連携し、課題解決に取り組んでいるところであります。

また、陸前高田市や宮城県気仙沼市などとの交流の活発な圏域づくりを目指しており、県境付近に広域的ネットワーク機能を果たす 幹線道路網の整備が必要となります。

近年、国内各地において、台風による大雨や水害などが頻発しており、その被害は以前にも増して甚大となっていることから、非常時において、隣接する自治体間を結び、輸送路・避難路として安定して機能する幹線道路網の整備は急務であります。

ついては、県際連携や、安全安心で災害に強いまちづくりを進める ため、次の事項について要望します。

- ① 国道 284 号の室根町高沢地内の主要地方道本吉室根線との交 差点の右折レーン設置
- ② 国道 284 号の高規格化及び三陸沿岸道路へ円滑に直結する道路

- の整備に向けた宮城県への働きかけ
- ③ 国道 342 号花泉バイパス以南から宮城県境までの早期整備 (整備済みの白崖地区を除く)
- ④ 国道 456 号宮城県境付近のトンネル化の早期実現
- ⑤ 主要地方道本吉室根線津谷川本宿地区の整備促進
- ⑥ (仮称) 栗原北上線の県道昇格

(5) 幹線道路網の整備及び一級河川の整備促進について

当市は、宮城県、秋田県、三陸沿岸への交通の要衝であり、この広域的な地域の観光交流人口の増加や物流道路としての機能強化を図るためには、各地域を結ぶ幹線道路網の整備が喫緊の課題であります。

また、一関遊水地や宮城県境までの狭隘地区など、国が治水対策を 進めておりますが、地域の治水安全度の向上を図るためにも、県管理 河川区間における整備を併せて推進することが重要であります。

ついては、隣接市町村とのネットワーク機能の確保、安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項について要望します。

- ① 幹線道路網の整備
 - (ア) 主要地方道一関大東線東山町柴宿から大東町流矢までの抜 本的な改良整備
 - (イ) 主要地方道一関北上線都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間以北の早期事業化
 - (ウ) 一般県道折壁大原線
 - 大原払川地区から上川原地区までの整備改良
 - ・ 国道 284 号から室根高原牧場間の未改良区間の改良整備
- ② 国土交通省直轄事業と連携した一級河川の整備促進
 - (ア) 黄海川堤防の改修
 - (イ) 滝沢川排水機場の整備

-般要望 3

地域医療体制等の充実について

(1) 県立病院医療体制の充実について

県立磐井、千厩、大東、南光の各病院は、地域医療の中心的役割を 担っておりますが、医師不足が深刻化しており、地域住民の生命と健 康を守る上で適正な医療の確保が著しく困難な状況にあります。

また、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常 生活圏にあり、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構 築が急務となっています。

ついては、岩手・宮城県際地域の医療体制の充実を進めるとともに、 県立病院医療体制の充実のため次の事項について要望します。

記

① 県際地域の医療体制の充実

宮城県との協議の場を設け、県を越えての保健医療圏域を想定した医療体制の構築を検討すること

② 県立病院の医療体制の充実

(ア) 常勤医師等の配置・増員

病院名	常勤医師の配置が	常勤医師等の増員が
	必要な診療科	必要な診療科
磐井病院	血管内治療医	小児科医、産婦人科医、救急
		科医、麻酔科医、呼吸器内科
		医、助産師
千厩病院	呼吸器内科医、整形外科	総合診療外科医、総合診療内
	医、脳神経内科医	科医、消化器内科医
大東病院	脳神経内科医、整形外科	内科医
	医	
南光病院	児童青年精神科医	精神科医(特にも中堅医師)、
		公認心理師(臨床心理士)、
		医療社会事業士(精神保健福
		祉士)

(イ) 医療機器等の整備

医師の配置とあわせて、脳外科における血管内治療に必要な装置等の整備をすること (磐井病院)

(ウ) 磐井病院附属花泉地域診療センターの充実

花泉地域の医療機関閉院により、花泉地域診療センターの担う 役割が大きくなっていることから、訪問診療の実施や夜間帯の医 師配置、また、耳鼻咽喉科及び眼科を専門とする医師を週1回程度 派遣すること

(2) 奨学金養成医師の適正な配置について

平成20年度に拡充した奨学金制度による養成医師の県内医療機関への配置が平成28年度から始められ、当圏域には12人の医師が配置されました。しかしながら、当圏域における常勤医師の数は依然として不足しており、また当圏域内でも東西地域で医師の偏在があります。

今後におきましても、県内における深刻な医師不足の解消と、地域 及び診療科による医師の偏在の解消が不可欠であります。

特にも、当圏域は、宮城県北地域と通院、通学等において、同じ日常生活圏にあり、県際地域に生活する住民が最善かつ適切な医療を受けられるよう、実態に即した医療体制を構築することが重要となっております。

ついては、奨学金制度による養成医師の配置について次のとおり 要望します。

- ① 地域及び診療科による医師の偏在の解消を図ること
- ② 公的基幹病院はもとより、その他の公的医療機関への継続的な必要医師の配置をすること

(3) 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進展し、医療資源の地域偏在が顕著な状況の中、地域 医療体制の充実が課題であり、将来にわたって安心して子育てがで き、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、当市において は、市内の医療施設などに将来勤務しようとする者に修学資金の貸 付けを行うなど医療人材の確保、定着に努めているところです。

このような状況の中、特にも両磐保健医療圏域内における周産期 医療体制の構築のため、助産師に対する支援や人材の確保に向けた 取組が急務となっております。

ついては、次の事項について要望するとともに、国に対し働きかけるよう要望します。

- ① 医療人材の確保、定着に向けた施策のさらなる充実、特にも、 周産期医療体制構築のための助産師に対する支援や人材の確保 を行うこと
- ② 医師不足や医師偏在を解消するため、地域医療体制の抜本的な 改善を図ること

(4) 医師の働き方改革への対応について



令和6年4月から、医師(勤務医)に対する時間外・休日労働の上限規制を設ける、いわゆる「医師の働き方改革」が実施される予定であり、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっております。

「医師の働き方改革」への対策として、現在の医療体制を維持する ためには人員の増が必須となりますが、医師の不足や偏在が顕著な 当圏域においては、地域医療提供体制のさらなる縮小につながるこ とが懸念されるところであります。

また、個々の医療機関が医師の働き方改革に対応しながら、地域医療提供体制を維持していくためには、医師の確保や住民に対する適正受診の呼び掛けに加え、圏域内の医療機関における機能分化(役割分担)の明確化や医療機関の連携強化などの枠組みを定め、早急に取り組んでいく必要があります。

ついては、医師の働き方改革に対応し、地域医療提供体制を維持していくため、特段の措置を講じるよう次のとおり要望します。

記

① 各保健医療圏域における医療提供体制の現状や課題を整理し、各圏域における「医師の働き方改革」への対応方針を早急に検討し、示すこと

- ② 各保健医療圏において中心的な役割を担っている県立病院がその役割を確実に果たせるよう、各県立病院と救命救急センターの 円滑な連携を確保するなど、地域医療提供体制を強化すること
- ③ 医療機関(医師をはじめとする医療従事者)の負担を軽減し、将来にわたって持続可能な地域医療提供体制を構築するため、県民に対する適正受診の呼び掛けをより一層強化するよう、あらゆる手段を講じること
- ④ 地域における小児救急医療体制を補完するためにも、岩手県小 児救急医療電話相談事業(こども救急相談電話)の受付終了時間 を午後11時から翌朝へ延長すること

-般要望 4

まち・ひと・しごとの創生に向けた支援について

(1) 広域での公民連携の推進について

人口減少が加速していく中、多様化する地域の課題に行政だけで 対応していくことは困難な状況であり、当市においても、企業や金融 機関などの多様な主体との連携を進めております。

全国では、企業、金融機関、地方公共団体等において公民連携の地域プラットフォームを形成し、PPP/PFI事業のノウハウの習得や、公民連携による事業形成能力等の向上を図り、具体的な事業形成につなげていく事例もあります。

この取組は、自治体単独で進めるより、広域的な範囲で多種多様な 主体が参画することにより、異業種間のネットワークの形成や、公民 連携を推進していく人材の育成に寄与することから、より効果的な 事業形成やマッチングの機会の増加につながるものと考えられます。

東北エリアにおいても、青森県、秋田県、宮城県において、県と市 町村が構成員になっている広域での地域プラットフォームが形成さ れています。

ついては、県全体で一体的に公民連携の取組を推進していくため、 次の事項について要望します。

- ① 国の地域プラットフォーム形成支援事業を活用し、岩手県を代表者とした、地域の事業者、県内の自治体等が参画する地域プラットフォームの形成を進めること
- ② 県で進める地域プラットフォームは、プラットフォーム形成後 も、国からの支援を受け、実効性のあるプラットフォームとしてい くため、PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度を国と 締結できる形とすること

(2) 非製造業を対象とした支援について

情報関連産業は、DX(デジタルトランスフォーメーション)等の加速によって重要性が増しており、全国的に誘致活動が行われています。

地方においては、人口減少や少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少で人材不足が進み、今後、地元企業の経営存続も危惧されており、地元企業は人材不足に対応し、また、強固な経営基盤の確立に向け、持続的、発展的なイノベーションを創出するためDXを推進する必要があります。

しかしながら、当市をはじめ、県内にはDXの推進に大きな役割を果たすIT関連企業等の立地及びIT技術者が少ない状況であります。

このため、当市では、IT関連企業等を誘致し、地元企業などとの 連携によるイノベーションの誘発が、今まで以上に重要であると捉 え、従来からの製造業などの企業誘致と合わせ、積極的な企業誘致活 動を行ってまいります。

また、IT技術者の人材確保にあたっては、小学生・中学生・高校生を対象とした若いうちからの育成と技術を持ったU・Iターン者などの即戦力となる人材の確保が必要となります。

ついては、県においても、IT関連企業や非製造業の必要性につい

ては認識いただいているところであり、地域の経済や他産業への波 及効果等も期待できることから、次の事項について要望します。

- ① I T関連企業等の非製造業の誘致を進めるため、非製造業を対象とした支援制度を創設すること
- ② U・I ターン者を含む I T技術者の確保・育成のために必要な事業を実施すること

(3) 県発注工事の地元業者への優先発注について

当市では、地元企業の育成及び地元経済の活性化を目的として地元企業優先発注に係る基本方針を定め、地元企業優先発注に取り組んでおります。

また、県においても、「県が締結する契約に関する条例」を制定し、 県内企業への発注を優先する等の取組を進めているところでありま す。

その中で、県発注工事の小規模工事(土木C級格付業者対象)については、工事施工場所と入札参加者の条件として定めた営業所所在地は一致していますが、一方で、中規模以上の工事(土木A級及びB級格付業者)については、工事施工場所と営業所所在地が一致しておりません。

ついては、今後、人口減少や社会経済情勢の変化により、公共工事発注が減少することが想定されることから、地元業者の経済活動の保護、育成と振興を図るため、県が発注する公共工事については、工事施工場所の市町村に本社を有する建設業者への優先発注に取り組むよう要望します。

(4) 結婚活動支援について

当市では、人口減少を少しでも緩やかにするため、結婚活動支援に 取り組んでおり、結婚を希望する独身男女の出会いの場の提供(市内 イベントや宮城県を含む近隣4市町合同イベント)や縁結び支援員 (ボランティア)による出会いの仲介支援に対応しております。

また、企業・団体等が実施する独身男女の出会いの機会を提供する 事業に対する補助や、いきいき岩手結婚サポートセンターの会員登 録料補助、新婚世帯に対する経済的負担の軽減を図るための家賃等 補助の支援も行っております。

県においては、いきいき岩手結婚サポートセンターを設置し、県内 全域で、マッチングシステムを導入した会員制による出会い仲介支 援を行っておりますが、さらなる出会いの機会の創出と結婚活動支 援の充実を図るため、次の事項について要望します。

記

① 広域的な婚活イベントの開催について

当市が行った結婚を希望する独身者を対象としたアンケートでは、 結婚活動支援の中で、広域的な婚活イベントの開催を求める意見が 多いことから、県内全域もしくは振興局の範囲を対象とした広域的 な婚活イベントを開催すること

② 結婚相談員などの研修会の開催について

結婚相談員などが結婚相談を実施する際、相談者とのコミュニケーションの取り方や助言の仕方について、不安や悩みが大きくなってきていることから、婚活支援に取り組んでいる結婚相談員などの広域ネットワークの構築やスキルアップを目的とした研修会を開催すること

(5) 中学校地域部活動に向けての補助金制度創設について

当市では、生徒数減少の現状や学校規模の縮小に伴い顧問教員数が不足する中で、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、持続可能な部活動の体制を整備することが急務となっています。そこで、市内中学校長や体育協会等との協議・説明を経て、地域部活動の要綱を策定するとともに、部活動指導が可能な実施団体と協議し、今年度2か所で地域部活動が発足しました。

この地域部活動を運営する際に、地域部活動は基本的に学校とは 別の団体であることから、指導者への謝金など、その活動には運営の ための財源が必要となります。文部科学省の通知によれば、費用負担 は「受益者負担の観点から保護者が負担」することを想定しています。

しかし、この制度の提案が国からなされ、現実に持続可能なものと していくためには、公的援助による誘導が不可欠であります。

一方、部活動での働き方改革を進めるために、「部活動指導員」制度も開始され、現在、当市でも7人の部活動指導員を雇用していますが、この人件費の費用負担は国・県・市町村が3分の1ずつ負担することになっています。この部活動指導員制度、地域部活動制度は、教員の働き方改革を主旨とするものであり、これらを推進拡大することは地域人材活用につながり、教員の負担軽減に大きく資するものであります。

ついては、地域部活動推進のためにも、県独自の施策として、地域 部活動補助金制度の創設を要望します。

(6) 国道 343 号渋民バイパスの「道の駅」整備について

令和3年3月に開通した国道343号渋民バイパスは、復興支援道路のリーディング工区に位置づけられており、交通の利便性向上による内陸と沿岸の物流の効率化、観光促進や交流人口の拡大等、今後ますます期待されています。

当市は、国道 343 号と国道 456 号の交差点付近に国道利用者の休憩所や道路情報提供の場として「道の駅」を整備するため、地域住民や関係団体の協力のもと、令和2年10月に基本構想(案)及び基本計画(案)を策定し、令和3年度は基本設計を実施しました。また、令和4年度には実施設計及び敷地造成工事に着手する予定となっています。

ついては、特産物を生かした商品等の提供などによる地域活性化の拠点、沿岸部と内陸部をつなぐ架け橋として地域交流の拠点、さらには防災の拠点としての機能も兼ね備えた「道の駅」の着実な整備推進にあたり、助言や事業費の確保について要望します。

-般要望 5



東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性 物質汚染対策について

原発事故による放射性物質汚染は、震災から 11 年目を迎えた現 在もなお、当市に大きな被害を与えております。

牧草、稲わら、堆肥の農林業系廃棄物については処理が進まず、 現在、埋設一時保管している汚染された道路側溝土砂、学校等の校 庭土砂については、国の処理基準が未だ示されていないことなどに より、市内全域で処理ができない状況にあり、これ以上、一時保管 することは極めて困難であります。

このような実態を踏まえ、県においては、一日も早く正常な状況 下での農産物等の生産・流通の実現や市全域の汚染土砂の処理とと もに、次の事項について、迅速かつ万全の措置と明確な方針を示す よう、国並びに東京電力に対し働きかけるよう要望します。

記

(1) 原木しいたけ産地再生への支援について

① 新規参入者と規模拡大意向者に対しても、震災前の原木価格 水準に見合った原木購入費の掛り増し賠償実現に向けた強力な 支援を実施すること

- ② 翌年以降の植菌作業に向けての良質な原木の確保の継続と課題となっている植菌適期内の納入実現へ向けた実態に即した支援を実施すること
- ③ 立木等に係る福島県と同様の財物賠償実現に向けた支援を実施すること
- ④ 放射性物質の影響を低減させるために義務付けられている原木しいたけの栽培工程管理の簡素化に向けた支援を実施すること

(2) 農林業系汚染廃棄物の早期処理への支援について

- ① 農林業系汚染廃棄物の早期最終処分に向けた技術的・財政的な支援を実施すること
- ② 農林業系汚染廃棄物の保管の長期化に伴う一時保管施設の維持補修助成など保管施設としての機能を保つための全面的な支援を実施すること
- ③ 汚染され一時保管している乾しいたけの適切な処分に関する 全面的な支援を実施すること

(3) 山菜等の風評被害の防止と販売促進支援について

産地直売関係者や消費者との食品の安全に関する情報の共有による る風評被害の防止及び積極的な販売促進の支援を実施すること

(4) 損害賠償の迅速化について

- ① 風評被害を含めた損害賠償請求を産地直売関係者などが迅速 かつ万全に行うための現地相談員の配置をすること
- ② 未払いとなっている行政請求分の早期支払いをすること
- ③ 損害賠償請求に要した事務経費の賠償対象経費への追加をすること

(5) 側溝土砂の処理基準の提示と支援制度の創設について

放射性物質に汚染された側溝土砂の処理基準の速やかな提示及び 汚染土砂の処理に対する財政的な支援を実施すること

(6) 学校施設の校庭などに埋設保管している除染土の処理 方針について

学校施設の校庭などに埋設一時保管している除染土の処理基準の 速やかな提示をすること

-般要望 6

水道施設整備と生活用水確保への財政支援について

水道は、市民生活や産業活動に不可欠な社会基盤であり、安全な水 道水の安定供給のため、信頼性の高い水道施設の整備と財政基盤の 強化が求められています。

当市では、平成29年(2017年)4月に簡易水道事業を水道事業に統合しましたが、地理的条件に恵まれない中山間地域では施設の統廃合が困難な状況にあり、統合に伴う企業債残高と減価償却費の大幅な増加により、財政基盤も大きく弱体化しています。

さらに、人口減少による料金収入の低下や老朽施設の更新需要の 増大により、水道事業の経営環境は今後一層厳しくなると見込まれ ており、経費削減努力のみで必要な資金を確保するのは極めて困難 となっています。

また、当市においては、水源の確保が難しく、配水管の延伸による 水道供給の技術的、物理的に困難な水道未普及地域では、井戸等の自 家水源を使用しており、生活用水確保のため、水質検査や深井戸整備、 浄水施設設置に対する助成を行っています。

これは、他の自治体においても同様の制度を設けており、衛生的で 安定した生活用水の確保は大きな課題となっています。

ついては、水道事業の安定経営と市民の衛生環境向上を図るため、

次の事項について要望します。

記

- (1) 過疎及び辺地対策事業債について、旧簡易水道事業と統合した 上水道事業の施設更新についても対象経費とするとともに、旧簡 易水道事業の高料金対策に要する繰出金について、統合前基準額 により地方財政措置を継続するよう国に対し要望すること
- (2) 生活基盤施設耐震化等交付金「水道管路緊急改善事業」の対象となる管路の更新事業について、「基幹管路に布設されている管路」となっている要件を基幹管路以外の配水管も対象とするよう国に対し要望すること
- (3) 水道施設の統廃合により廃止となった施設の撤去に要する費用 について、財政支援制度を創設するよう国に対し要望すること
- (4) 当市が行う生活用水確保支援事業に対する財政支援制度を創設すること
- (5) 県が行っている一般飲用井戸の水質検査について、検査費用の軽減と検査方法の改善を図ること

−般要望 7

地デジ県内放送の難視聴対策について

当市では、県内の地上デジタル放送が全世帯で視聴可能になるよう国等による施策を活用し、中継所の整備、共同受信施設の新設などの対策を講じてまいりました。

しかしながら、山間部であることに加えて県境に位置することから、県内テレビ放送の受信困難世帯の解消には至らず、現時点で31世帯がワンセグ波によるテレビ視聴を余儀なくされており、良好な受信環境の早期整備が望まれているところであります。

また、市内の各テレビ共同受信組合の保有する施設においては、回線設備などの老朽化が進む一方、施設の改修経費が高額なため、施設改修が困難な状況となっております。

ついては、次の事項について国及び放送事業者に対し働きかける とともに、財政支援制度の創設について要望します。

記

- (1) 受信困難世帯の解消に向けた抜本的な受信対策の検討及び市で 実施可能な受信環境改善策への財政支援制度の創設を行うこと
- (2) テレビ共同受信施設の維持管理費及び老朽化に伴う施設改修費 に対する財政支援制度の創設を行うこと

フルセグ放送とワンセグ放送の画質の比較 (IAT ANNスーパー J チャンネル)

※写真は千葉ロッテマリーンズ 佐々木朗希投手



フルセグ放送



ワンセグ放送

−般要望 8

持続可能な農業への支援について

(1) 水田活用の直接支払交付金の産地交付金の予算配分について

産地交付金は、国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で交付されていますが、今年度、県から一関地方農業再生協議会(構成市町:一関市、平泉町)に対する当初配分(地域枠)は、取組面積が増えたにも関わらず、過去2年度から24,700千円程度減額され、その活用方法(対象作物・単価等)の設定に苦慮したところであります。

当交付金は、水田の有効活用や稲作と他作物を組み合わせた収益性の高い水田農業の推進、地域の振興作物の支援、耕畜連携による畜産振興など、中山間地を多く抱える当地域の特色を生かした産地づくりの取組に大きく寄与してきたところでありますが、当初配分の減額に加えて追加配分の減額も見込まれ、多年生牧草助成の見直しによる畜産農家への影響とあわせ、その存在がより重要になっていると考えます。

ついては、今後も特色のある産地づくりに向けた取組を推進する ため、次の事項について国に対し働きかけるよう要望します。

- ① 地域で活用方法を検討できる産地交付金について、取組面積に 応じて当初から十分な予算を確保すること
- ② 産地交付金の大幅な見直しを行う場合は、法人など大規模経営体が営農計画の見直しに対応できるように十分な周知期間を設けること

(2) 中山間地に適したブロックローテーションの指針作成について

国では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しにより、令和4年 度から今後5年間に一度も水稲作付が行われない農地は交付対象水 田としない方針を示しています。

この方針について、国は今後、地域の課題を把握・検証しつつ対応 していくこととしていますが、方針のとおり運用された場合、交付対 象水田とするためには、5年間のうちに一度は、転換作物と水稲との 輪作(以下、「ブロックローテーション」という。)を行う必要があ ります。

しかしながら、中山間地域の農家は転換作物と水稲とのブロックローテーションの経験が少なく費用等の負担や輪作により生産物の品質が低下し収入減となるとの不安から、ブロックローテーションに踏み切れず交付対象から外れる農地が増え、その結果、耕作放棄や離農が増えることが心配されます。

ついては、中山間地域の農家が自分の圃場に適したブロックローテーションに安心して取り組む際の指針となる圃場の条件(土壌の成分、水はけ等)、地形(平場、中山間地等)、気候(気温、降水量等)に適したブロックローテーションの例や栽培方法をまとめた県

独自の指針を作成され、指導いただきますよう要望します。

(3) 基盤整備事業の着実な推進と予算確保について

岩手県の水田整備率は、東北の中でも最下位に位置しており、その中でも中山間地域を多く抱えた当市は、県平均を 10%以上も下回っております。

また、基盤整備事業が開始された地区においても、必要予算に比して年度配分予算が少なく、事業完了が遅れ、効率も悪くなり、事業費総額が増大し、地元負担も大きくなる傾向が続いています。

ついては、基盤整備事業の着実な推進と予算確保について要望します。

−般要望 9

地震による住宅、事業所等の再建への県補助金の創 設について

3月16日に発生した福島県沖地震で、当市は最大震度5強を記録し、その被害額は18億2千万円(6月10日現在)にものぼり、特にも、住宅は、全壊を含む495棟(6月10日現在)が被害に遭っております。

一方、災害救助法が適用となった福島県では、準半壊以上の住宅について、国庫補助金を活用した支援のほか、一部損壊の家屋の補修工事に対しても、定額10万円の補助をしております。

地震被害の支援は、災害救助法適用外となっている岩手県内の被 災者についても、被害の実態に合わせ他県と同様の支援が必要と考 えます。

ついては、家屋の被害のほか、事業所の被害に対する支援として、 県単独の復旧費補助金の創設について要望します。

-般要望 10

事業の円滑化ときめ細かな財政支援について

(1) 国庫補助申請スケジュールの見直しについて

公立学校施設整備国庫負担金に係るスケジュールは、事業実施年度の前年度に建築計画を提出、事業実施年度の4月から5月頃に事業認定申請書を、7月頃に交付申請書を提出し、8月頃に交付決定があります。

しかしながら、交付内示や指令前着工を承認する仕組みが確保されていないため、市町村では交付決定以降に、入札の執行と、契約議決の手続きを行うこととなります。

そのようなことから、一度の入札で落札にならず、万が一、入札不 調等の事態が生じた場合は、以降の事業スケジュールに大きく影響 を及ぼすことになります。

また、学校等施設整備の多くは大規模な工事であるため工事期間が長期にわたることや、働き方改革に伴う建設事業者の休業日確保等の影響から、事業全体のスケジュールが非常に逼迫する状況となっております。

ついては、事業の円滑な実施に資するため、国庫補助申請スケジュ ールの前倒しについて国に対し働きかけるよう要望します。

(2) 交通指導員設置事業補助金の増額について

当市では現在85人の交通指導員を設置しており、定例の街頭指導、季節運動、交通安全教室、その他市や警察署から要請があった際に、交通安全の保持のために必要な指導及び交通安全思想の普及に係る活動を行っています。

交通指導員に対しては、その活動の実績に応じて市から報酬を支払っており、市財政にとっては大きな負担となっているところです。

県においては、交通指導員設置事業補助金により、市町村が交通指導員を設置する場合に要する経費に対し補助をしておりますが、その補助金額は年々減少傾向にあり、交通指導員の維持に係る市の財政負担は増大しています。

ついては、市の財政負担軽減と交通指導員の活動の活性化を図る ため、次の事項について要望します。

記

- ① 交通指導員設置事業補助金について、市町村からの要望額に応 えられるよう必要な予算額を確保すること
- ② 交通指導員設置事業補助金の対象経費のうち、交通指導員 1 人 あたりの勤務日数について、1 年度あたり 90 日の限度を撤廃し、 活動実績に見合った補助事業とすること

(3) 浄化槽設置整備事業費補助金の拡充について

当市では、一関市汚水処理計画に基づき、各種補助制度を設け、合 併処理浄化槽による汚水処理を推進しております。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、経済的な理由などから、近年においては、合併処理浄化槽の設置があまり進まない状況となってきております。

全国でも未だに約1千万人の生活排水が未処理となっている現状を踏まえ、今般、国では、令和3年12月20日付けでくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴う便槽撤去及び宅内配管工事への支援制度が拡充されました。

合併処理浄化槽の設置促進に大きな効果が期待されますが、その 費用負担は、国が3分の1、市が3分の2となっており、市の財政的 負担が課題となっております。

また、「いわて汚水処理ビジョン」においては、下水道等の未整備 地区の整備手法として「浄化槽の普及促進が鍵を握っている」とされ ており、国、県、市町村で足並みをそろえた支援が必要と考えます。

ついては、既存の合併処理浄化槽設置に対する県の補助制度と同様、浄化槽設置整備事業費に対する補助制度の拡充を要望します。

(4) 女性活躍のための消防庁舎施設整備に係る財政支援について

平成 27 年7月の消防庁次長通知において、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには女性消防吏員の活躍を大きく進める必要があり、女性消防吏員の計画的な増員と確保を図るよう示されております。また、消防吏員全体に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度までに5%に引き上げることを共通目標としているところであります。

当市では、平成25年度から令和4年度までに7人の女性消防吏員を採用し、令和8年度の目標達成に向けて、あと3人程度の採用となっておりますが、今後、消防庁舎施設に女性専用の施設整備が必要となり、整備に係る費用の確保が課題となっております。

国においては、当該施設の整備に係る財源として、特別交付税を措置するとしていますが、その措置率は 0.5 であり、市の負担が大きくなっています。

ついては、当該施設の整備について、県による追加的な財政支援を 要望します。

(5) 防災行政無線屋外広報マストの増設に向けての支援について

当市では、広大な市域に対して一斉に情報を伝達できるよう、防災 行政無線屋外広報マストを必要とする箇所を選定し、これまで375基 を整備したところであります。

屋外広報マストは、県内外からの観光客、買い物客や農作業者など 屋外にいる人に対し災害等の緊急情報をいち早く知らせるものであ りますが、その整備には多額の事業費を要することから、早急な整備 が困難な状況にあります。

ついては、防災情報の伝達に要する屋外広報マストの整備に対し、 財政支援制度を創設することについて国に対し働きかけるよう要望 します。